

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第801条第1項および会社法施行規則第200条に定める書面)

令和4年4月1日

株式会社ゴールドウイン

吸収合併に係る事後開示書面

富山県小矢部市清沢 2 1 0 番地
株式会社ゴールドウイン
代表取締役社長 渡辺 貴生

当社は、令和 4 年 1 月 21 日付で株式会社カンタベリーオブニュージーランドジャパンとの間で締結した吸収合併契約（以下「本吸収合併」という。）に基づき、令和 4 年 4 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社カンタベリーオブニュージーランドジャパンを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。

本吸収合併に関し、会社法第 8 0 1 条第 1 項及び会社法施行規則第 2 0 0 条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

令和 4 年 4 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における差止請求、反対株主の買取請求、新株予約権買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過

(1) 差止請求

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、差止請求について該当はありません。

(2) 反対株主の買取請求

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当はありません。

(3) 新株予約権買取請求

新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議

吸収合併消滅会社は、令和 4 年 2 月 1 0 日付で官報に公告を行うとともに、知っている債権者に対し各別の催告をおこないましたが、異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における反対株主の株式買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過

(1) 反対株主の買取請求

当社は、令和 4 年 2 月 1 0 日付で電子公告を行いました。が、株式買取請求行使期限までに、株主からの株式買取請求はありませんでした。

(2) 債権者の異議

吸収合併存続会社は、令和 4 年 2 月 1 0 日付で官報および電子公告を行いました。が、異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、効力発生日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第782条1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面別紙のとおりです。

6. 会社法921条の変更の登記をした日
令和4年4月7日（予定）

7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項
該当事項はありません。

以 上

別紙

吸収合併に係る事前開示書面

令和4年2月10日

株式会社ゴールドウイン

株式会社カンタベリーオブニュージーランドジャパン

吸収合併に係る事前開示書面

令和4年2月10日

富山県小矢部市清沢 210 番地
株式会社ゴールドウイン
代表取締役社長 渡辺 貴生

東京都新宿区岩戸町 4 番地
株式会社カンタベリーオブ
ニュージーランドジャパン
代表取締役社長 森本 邦夫

株式会社ゴールドウインによる株式会社カンタベリーオブニュージーランドジャパンの 吸収合併に係る事前開示

(吸収合併存続会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づく事前備置書面)

(吸収合併消滅会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく事前備置書面)

株式会社ゴールドウイン（以下「吸収合併存続会社」という）及び株式会社カンタベリーオブニュージーランドジャパン（以下「吸収合併消滅会社」という）は、令和4年1月21日開催の各社取締役会におきまして、令和4年4月1日を効力発生日とする吸収合併（以下「本合併」という）を実施することを承認し、吸収合併契約を締結いたしました。よって、ここに本合併に係る事前開示をいたします。

記

1. 吸収合併契約の内容

令和4年1月21日付で吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社で締結した吸収合併契約書は、別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社は、完全親子会社の関係にあることから、本合併に際して株式その他金銭等の交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社の新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

【吸収合併存続会社】

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

【吸収合併消滅会社】

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

6. 吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併効力発生後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分上回ることが見込まれます。また、本合併後の吸収合併存続会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、吸収合併存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。したがって、本合併後における吸収合併存続会社の債務について、履行の見込みはあると判断しております。

7. 事前開示開始後の上記各事項の変更

本事前開示開始以降、上記事項に変更が生じた場合には、別途書面を備え置いて開示することといたします。

以 上

合併契約書



合併契約書

株式会社ゴールドウイン（以下、「甲」という。）と株式会社カンタベリーオブニュージーランドジャパン（以下、「乙」という。）とは、甲と乙との合併（以下、「本合併」という。）に関し、次のとおり合併契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

（合併の方法）

第1条 甲および乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する。

（商号および住所）

第2条 甲および乙の商号および住所は、次のとおりである。

（1）甲（吸収合併存続会社）

商号：株式会社ゴールドウイン
住所：富山県小矢部市清沢210番地

（2）乙（吸収合併消滅会社）

商号：株式会社カンタベリーオブニュージーランドジャパン
住所：東京都新宿区岩戸町4番地

（効力発生日）

第3条 本合併が効力を発生する日（以下、「効力発生日」という。）は、令和4年4月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上これを変更することができる。

（合併に際して交付する金銭等）

第4条 甲は、乙の発行済株式のすべてを所有しているもので、本合併に際して、甲は乙の株主に対して、その有する乙の株式に代わる株式その他金銭等の交付を行わない。

（資本金および準備金の額）

第5条 甲は、本合併により、その資本金の額および準備金の額を増加しないものとする。

（合併承認総会）

第6条 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の承認決議を経ずに本合併を行う。
2. 乙は、会社法第784条第1項の規定に基づき、株主総会の承認決議を経ずに本合併を行う。

（会社財産の引継ぎ）

第7条 乙は、令和4年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算に基づく一切の資産および負債その他の権利義務を効力発生日において甲に引継ぎ、甲はこれを承継する。

（会社財産の管理等）

第8条 甲および乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまでの期間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務を執行し、かつ一切の財産を管理、運営するものとし、その財産および権利義務に重要な影響をおよぼす行為を行う場合は、あらかじめ甲および乙が協議し、合意の上これを実行する。

（従業員の引継ぎ）

第9条 甲は、効力発生日において、乙の従業員を甲の従業員として引き継ぐものとし、従業員に関する処遇については、甲および乙が協議の上これを決定する。

（合併条件の変更および本契約の解除）

第10条 本契約締結の日から合併に至る間において、天災地変その他の事由により、甲もしくは乙のいずれかの財産もしくは経営状態に重大な変動を生じたとき、または甲もしくは乙のいずれかの財産もしくは経営状態に隠れたる瑕疵があることが判明したときは、甲および乙が協議の上 合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

（協議事項）

第11条 本契約に定める事項のほか合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲および乙が協議の上これを決定する。

本契約の締結を証するため、本書1通を作成し、甲および乙が記名押印の上、甲が原本を、乙はその写しをそれぞれ保有する。

令和4年1月21日

甲 富山県小矢部市清沢210番地
株式会社ゴールドウイン
代表取締役 渡辺 貴生



乙 東京都新宿区岩戸町4番地
株式会社カンタベリーオブニュージーランドジャパン
代表取締役 森本 邦夫



計算書類

(自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)

- ①貸借対照表
- ②損益計算書
- ③株主資本等変動計算書
- ④個別注記表

株式会社カンタベリーオブニュージーランドジャパン

貸借対照表

(令和3年 3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
	円		円
流 動 資 産	1,606,502,788	流 動 負 債	1,729,587,349
現金及び預金	41,873,422	支払手形	295,871,065
受取手形	8,568,264	買掛金	25,841,894
売掛金	376,027,890	短期借入金	1,100,000,000
商品・製品	860,733,432	未払金	67,450,602
仮払金	1,826,317	未払費用	156,346,904
前渡金	5,625,341	賞与引当金	49,543,900
前払費用	14,179,911	リース債務〔短期〕	18,925,040
未収入金	236,044,998	返品調整引当金	2,100,000
貸倒引当金-流動資産	△ 630,000	その他流動負債	13,507,944
その他流動資産	62,253,213	固 定 負 債	49,073,174
固 定 資 産	439,314,055	リース債務〔長期〕	28,397,140
有 形 固 定 資 産	37,091,194	資産除去債務	3,299,300
建物	1,079,474	その他固定負債	17,376,734
工具器具備品	3,370,539	負 債 合 計	1,778,660,523
リース資産〔有形〕	32,641,180	純 資 産 の 部	
その他有形固定資産	1	株 主 資 本	267,156,320
無 形 固 定 資 産	5,391,344	資 本 金	98,000,000
施設利用権	692,034	資 本 剰 余 金	20,000,000
電話加入権	680,360	資 本 準 備 金	20,000,000
その他無形固定資産	4,018,950	利 益 剰 余 金	149,156,320
投 資 そ の 他 の 資 産	396,831,517	その他利益剰余金	149,156,320
出資金	20,001	(当期利益)	△ 244,782,400
長期前払費用	270,535	純 資 産 合 計	267,156,320
保険積立金	96,690,801	負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,045,816,843
差入保証金	240,370,394		
破産更生債権等	17,247,472		
貸倒引当金-固定資産	△ 17,247,472		
その他投資等	59,479,786		
資 産 合 計	2,045,816,843		

損 益 計 算 書

(令和2年 4月 1日から 令和3年 3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
	円	円
売 上 高		2,724,461,932
売 上 原 価		1,287,409,605
売 上 総 利 益		1,437,052,327
返 品 調 整 引 当 金 繰 入 差 額		△ 4,900,000
差 引 売 上 総 利 益		1,441,952,327
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,732,335,378
営 業 損 失 (△)		△ 290,383,051
営 業 外 収 益		6,029,560
受 取 利 息	75	
雑 収 入	5,450,023	
そ の 他 営 業 外 収 益	579,462	
営 業 外 費 用		7,060,106
支 払 利 息	4,022,995	
手 形 売 却 損	425,525	
そ の 他 営 業 外 費 用	2,611,586	
経 常 損 失 (△)		△ 291,413,597
特 別 利 益		0
特 別 損 失		0
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△ 291,413,597
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△ 95,332,682	△ 46,631,197
法 人 税 等 調 整 額	48,701,485	
当 期 純 損 失 (△)		△ 244,782,400

株主資本等変動計算書

自 令和2年 4月 1日
至 令和3年 3月31日

(単位 円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金 別途積立金	利益剰余金合計			
当期首残高	98,000,000	20,000,000	0	20,000,000	0	393,938,720	0	393,938,720	0	511,938,720
事業年度中の変動額										
欠損補填				0				0		0
資本準備金減少				0				0		0
当期純利益				0		△244,782,400		△244,782,400		△244,782,400
自己株式の取得				0				0		0
新株予約権失効 権利喪失				0				0		0
剰余金の配当				0				0		0
当期配当分				0				0		0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				0				0		0
事業年度中の変動額合計	0	0	0	0	0	△244,782,400	0	△244,782,400	0	△244,782,400
令和3年 3月31日	98,000,000	20,000,000	0	20,000,000	0	149,156,320	0	149,156,320	0	267,156,320

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	0	0	0	0	511,938,720
事業年度中の変動額					
欠損補填			0		0
資本準備金減少			0		0
当期純利益			0		△244,782,400
自己株式の取得			0		0
新株予約権失効 権利喪失			0		0
剰余金の配当			0		0
当期配当分			0		0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	0	0	0		0
事業年度中の変動額合計	0	0	0	0	△244,782,400
令和3年 3月31日	0	0	0	0	267,156,320

個別注記表

自 令和2年 4月 1日
至 令和3年 3月31日

【重要な会計方針に関する事項に関する注記】

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- ① 棚卸資産
製品商品 ***** 移動平均法による原価法を採用しております。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
建物(建物付属設備を除く) ***** 定額法を採用しております。
その他の有形固定資産 ***** 定率法を採用しております。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く） ***** 定額法を採用しております。
- ③ リース資産 ***** リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 ***** 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率にて計上しております。
- ② 賞与引当金 ***** 従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 退職給付引当金 ***** 従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
- (5) 消費税等の会計処理 ***** 税抜方式によっております。
- (6) 連結納税制度の適用 ***** 連結納税制度を適用しております。

【貸借対照表に関する注記】

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 250,211 千円
- (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
- 短期金銭債権 148,431 千円
短期金銭債務 1,143,768 千円

【損益計算書に関する注記】

- 関係会社との取引高
- 営業取引による取引高
- 売上高 360,861 千円
仕入高 7,975 千円
営業経費 167,194 千円
営業取引以外の取引高 24,620 千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

- (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	1,960	-	-	1,960

【その他の注記】

該当事項はありません。